

## 1. 調査目的

モニタリング調査は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号）（以下「化審法」という。）の特定化学物質等について、一般環境中の残留状況を監視することを目的とする。また、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「POPs条約」という。）に対応するため、条約対象物質等の一般環境中及び人体中における残留状況の経年変化を把握することを目的とする。

※ POPs (Persistent Organic Pollutants: 残留性有機汚染物質)

## 2. 調査対象物質

平成29年度のモニタリング調査は、POPs 条約の発効当初から対象物質に指定されている10物質（群）<sup>注1)</sup>のうち PCB 類、HCB（ヘキサクロロベンゼン）、クロルデン類<sup>注2)</sup>及びヘプタクロル類<sup>注3)</sup>の4物質（群）、平成21年5月に開催された同条約の第4回条約締約国会議（以下「COP4」という。）等において POPs 条約対象物質として採択された HCH（ヘキサクロロシクロヘキサン）類<sup>注4)</sup>、ポリブロモジフェニルエーテル類<sup>注5)</sup>、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）<sup>注6)</sup>及びペントクロロベンゼンの4物質（群）、平成25年4月から5月に開催された同条約の第6回条約締約国会議（以下「COP6」という。）において POPs 条約対象物質として採択された1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン類<sup>注7)</sup>、平成27年5月に開催された同条約の第7回条約締約国会議（以下「COP7」という。）において POPs 条約対象物質として採択されたポリ塩化ナフタレン類<sup>注8)</sup>、ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン及びペントクロロフェノール並びにその塩及びエステル類<sup>注9)</sup>の3物質（群）、平成29年4月から5月に開催された同条約の第8回条約締約国会議（以下「COP8」という。）において POPs 条約対象物質として採択された短鎖塩素化パラフィン類<sup>注10)</sup>並びに同条約の残留性有機汚染物質検討委員会（以下「POPRC」という。）において新規に POPs 条約対象物質とする必要性について検討されているペルフルオロオクタン酸（PFOA）<sup>注11)</sup>の1物質（群）を調査対象物質とした。調査対象物質と調査媒体との組合せは次のとおりである。

(注1) 平成21年度までは、POPs 条約の発効当初から対象物質に指定されている物質のうちポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランを除く10物質（群）について各物質とも毎年度の調査を行っていた。平成22年度以降の調査においては、調査頻度を見直し、一部の物質については数年おきの調査とすることとした。平成29年度の調査では、POPs 条約対象物質のうちアルドリン、デイルドリン、エンドリン、DDT 類<sup>注12)</sup>、トキサフェン類<sup>注13)</sup>、マイレックス、クロルデコン、ヘキサブロモビフェニル類及びエンドスルファン類並びにPOPRCにおいて新規に POPs 条約対象物質とする必要性について検討されているジコホルの10物質（群）の調査は行わなかった。なお、平成29年度に調査を行わなかった8物質（群）についても最新年度までの調査結果を参考として本書に掲載している。

(注2) POPs 条約では *cis*-クロルデン及び *trans*-クロルデンが対象物質とされているが、本調査ではオキシクロルデン、*cis*-ノナクロル及び *trans*-ノナクロルを含めてクロルデン類としている。

(注3) POPs 条約ではヘプタクロルが対象物質とされているが、本調査ではその代謝物である *cis*-ヘプタクロルエポキシド及び *trans*-ヘプタクロルエポキシドを含めてヘプタクロル類としている。

(注4) POPs 条約では、 $\alpha$ -HCH、 $\beta$ -HCH 及び  $\gamma$ -HCH（別名：リンデン）が COP4で POPs 条約対象物質とされることとされたが、本調査では  $\delta$ -HCH も含めて HCH 類としている。

(注5) POPs 条約では、テトラブロモジフェニルエーテル類、ペントブロモジフェニルエーテル類、ヘキサ